

2016年8月4日

各 位

お問い合わせ先

一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

医療経済研究機構 研究部 副部長 満武巨裕

TEL : 03-3506-8529 FAX : 03-3506-8528

E-mail : mitsutake@ihep.jp

## OECD基準による日本の保健医療支出

### ～ 保健医療支出の対GDP比は、旧基準で10.1%、新基準では11.4% ～

医療経済研究機構（東京都港区、所長：西村周三）は、厚生労働科学研究（統計情報総合研究）として行ったOECD（経済協力開発機構）の新基準(A System of Health Accounts 2011)に準拠した推計方法の開発の成果をもとに、2011～2014年度の保健医療支出(注1)をOECDに提出し、OECDホームページ(OECD.stat)(注2)において、7月上旬に日本を含む各国の保健医療支出が公表されました。その概要を下記のとおりお知らせします。

#### 【背景】

保健医療支出は、OECDのガイドラインであるSHA(A System of Health Accounts)に基づいたものですが、今回このガイドラインがSHA1.0からSHA2011へと変更になりました。

それに伴い、日本においては、従来の旧基準および変更後の新基準それぞれについて、医療経済研究機構において保健医療支出の算出を行い、2016年3月末に2011～2014年度の新基準による保健医療支出の推計値をOECDへ提出しました。これを受け、2016年7月上旬にOECD(OECD.stat)から日本を含む各国の保健医療支出が公表されました。

新基準と旧基準の違いは、長期医療（保健）サービスのうち、日本の介護保険サービスの範囲です。2000年公表の旧基準(SHA1.0)は、長期医療サービスの定義（境界）が明確ではありませんでしたが、新基準では長期医療（保健）サービスには、「医療の有資格者が提供するサービス」に加え「ADL（Activities of Daily Living：日常生活動作）に関するサービス」等が含まれることとなりました。結果として、日本における介護保険に係る費用について、旧基準には含まれていなかったもののうち、その多くが新基準には含まれることとなっています。

しかしながら、今回新基準に基づく各国の数値が公表されるのは初めてであり、また医療・介護保険制度等については各国の制度がきわめて多様であるため、各国の数値の比較については慎重に行う必要があると考えられます。

注1 厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が公表している国民医療費とは異なり、OECD（経済協力開発機構）が公表した国民保健計算（National Health Accounts）のガイドラインであるSHAに準じて推計した推計値のことである。医療経済研究機構はその名称を保健医療支出としている。厚生労働省は、ホームページで総医療費としている。

注2 OECD.statのURL: <http://stats.oecd.org/>

## 【結果の概要】

2014 年度の保健医療支出は、旧基準（SHA1.0）でみると、推計値で 49 兆 2059 億円となり、一人当たり保健医療支出は 38 万 6542 円（2013 年度の OECD 加盟国における旧基準データと比較すると 35 カ国中 14 位(US \$3,691)）、対 GDP 比は 10.1%（同 10 位）となります。

一方、新基準（SHA2011）でみると、2014 年度の保健医療支出は、推計値で 55 兆 3511 億円となり、一人当たり保健医療支出は 43 万 4816 円（OECD 加盟 35 カ国中 15 位(US \$ 4,152)）、対 GDP 比は 11.4%（同 3 位）となりました。

なお、新基準とは、OECD の SHA ガイドラインが SHA1.0 から SHA2011 へと変更になった事に伴い、新たに、食事・入浴等の ADL に関する介護サービスが計上されること等の変更があったことをその内容とするものです。

我が国では、公的介護保険に係る医療以外の費用を新たに計上しましたが、諸外国がどのような対応を行ったかについては現在のところ明確にはなっていないところであり、今後の分析課題と考えられます。

### 書誌情報

研究代表者： 満武臣裕（一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 研究部）

標題： OECD の System of Health Account2011 (SHA2011) に準拠の推計方法の開発と推計

書誌名： 厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（統計情報総合研究） 研究報告書

### 医療経済研究機構について

我が国における社会保障制度及び医療経済・医療政策に関する研究を促進することを目的とした研究機関です。医療政策の発展・向上に資するため、医療や介護などさまざまな事象を経済学等の手法により、実証的に研究するとともに、医療経済や医療政策に関する情報の収集・蓄積並びに普及啓発、この分野の専門的研究者の育成等を実施しております。

詳細は Web サイト (<https://www.ihep.jp>) をご参照ください。

## (参考) OECD 基準における日本の保健医療支出の推計について

### 1. 介護保険サービスに係る新基準および旧基準の計上範囲について

表1に、日本の介護保険サービスの種類、費用、旧基準(SHA1.0)の計上範囲、新基準(SHA2011)の計上範囲を示しています。旧基準では16サービスを含めていましたが、新基準では38サービスが含まれることとなりました(注3)。

表1 新基準(SHA2011)の長期医療(保健)に計上する日本の介護保険サービス

No.	介護保険サービス名称	2014年度費用額 (百万円)	新基準(SHA2011)と介護保険サービス部分			
			長期(保健)に計上		長期(保健)に計上しない	
			旧基準計上	新基準計上	計上しない	他分類に計上(※※)
居宅サービス		4,507,721				
1 訪問介護	799,167			(※)		
2 訪問入浴介護	57,680					
3 訪問看護	186,382					
4 訪問リハビリテーション	33,016					
5 通所介護	1,419,137					
6 通所リハビリテーション	409,842					
7 福祉用具貸与	251,583					
8 短期入所生活介護	398,279					
9 短期入所療養介護(老健)	53,042					
10 短期入所療養介護(病院等)	3,838					
11 居宅療養管理指導	71,349					
12 特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	421,918					
13 特定施設入居者生活介護(短期利用)	273					
14 居宅介護支援	402,215					
地域密着型サービス	1,063,164					
15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,659					
16 夜間対応型訪問介護	2,934					
17 認知症対応型通所介護	86,484					
18 小規模多機能型居宅介護	188,616					
19 認知症対応型共同生活介護(短期以外)	604,392					
20 認知症対応型共同生活介護(短期)	284					
21 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	15,631					
22 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	9					
23 地域密着型介護老人福祉施設サービス	140,917					
24 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービスから改称)	8,239					
施設サービス	3,191,650					
25 介護福祉施設サービス	1,642,239					
26 介護保健施設サービス	1,241,804					
27 介護療養施設サービス	307,607					
介護予防居宅サービス(介護保険サービスに準じて分類)	531,312					
28 介護予防訪問介護	111,883					
29 介護予防訪問入浴介護	193					
30 介護予防訪問看護	16,184					
31 介護予防訪問リハビリテーション	4,338					
32 介護予防通所介護	210,936					
33 介護予防通所リハビリテーション	69,632					
34 介護予防福祉用具貸与	23,871					
35 介護予防短期入所生活介護	4,234					
36 介護予防短期入所療養介護(老健)	512					
37 介護予防短期入所療養介護(病院等)	28					
38 介護予防居宅療養管理指導	4,298					
39 介護予防特定施設入居者生活介護	29,901					
40 介護予防支援	55,302					
介護予防地域密着型サービス(介護保険サービスに準じて分類)	10,022					
41 介護予防認知症対応型通所介護	544					
42 介護予防小規模多機能型居宅介護	6,956					
43 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期以外)	2,520					
44 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期)	2					

(※) 新基準に基づき食事・入浴等のADLに関するサービス部分を推計して計上  
(※※) 他分類(医療費)に計上し保健医療支出に含まれる

注3 本検討は、厚生労働科学研究として実施し、有識者および厚生労働省の関連部局から構成する委員会で行ったものである。詳細は、2016年5月末に厚生労働省へ提出した厚生労働科学研究報告書に記述されている。

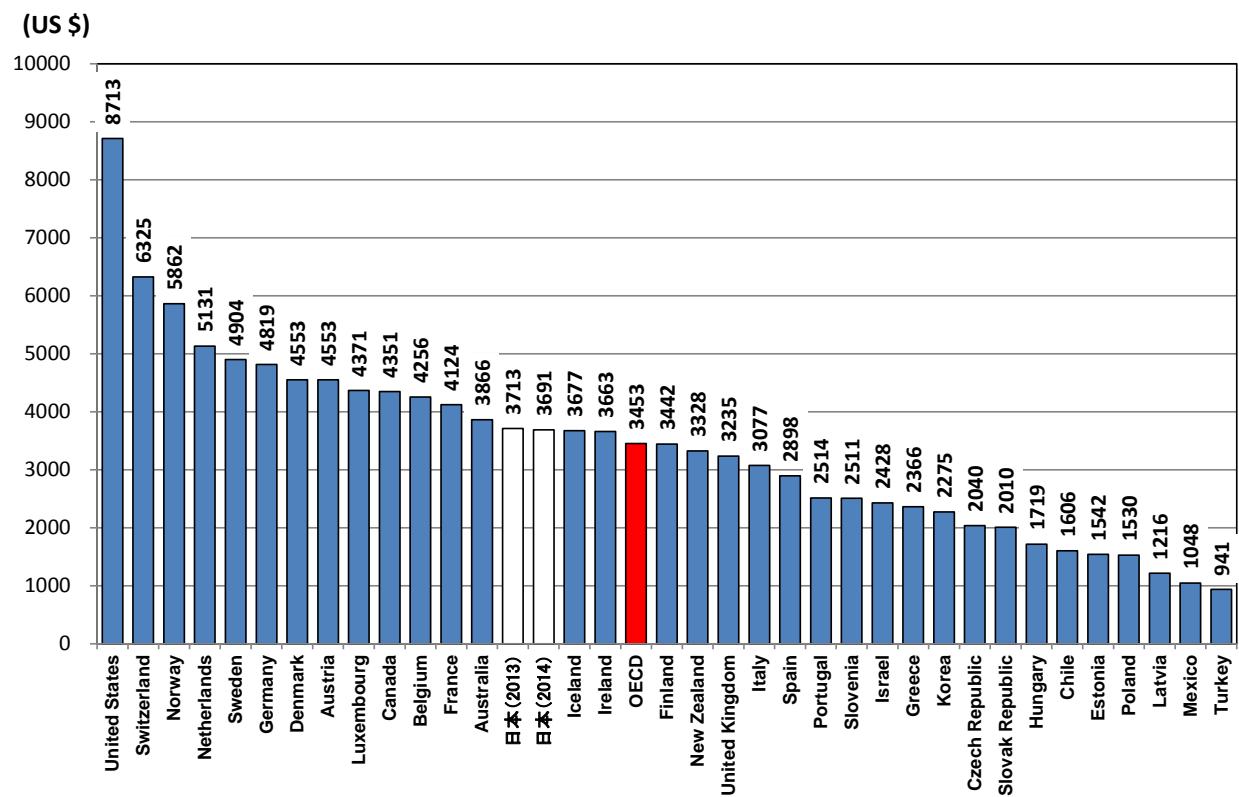
## 2. 国際比較について

医療・介護保険制度等については各国の制度がきわめて多様であるため、各国の数値の比較については慎重に行う必要があると考えられますが、OECD の発表に基づく保健医療支出の国際比較については、以下のとおりとなります。

旧基準による一人当たり保健医療支出は、38万6542円（2013年度のOECD加盟国における旧基準データと比較すると35カ国中14位(US \$3,691)）、対GDP比は10.1%（同10位）となります。（図1および図2）

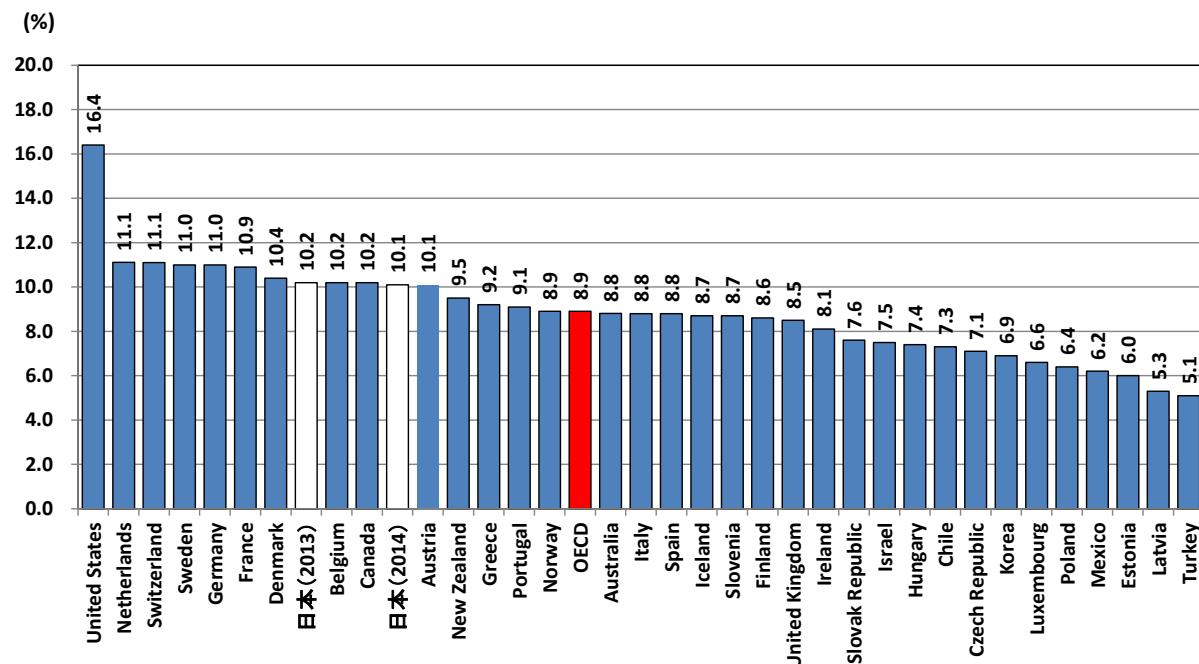
一方、新基準による一人当たり保健医療支出は、43万4816円（OECD加盟35カ国中15位(US \$4,152)）、対GDP比は11.4%（同3位）となります。（図3および図4）

図1 旧基準による一人当たり保健医療支出（諸外国旧基準2013年度または2012年度）：日本は旧基準2013年度と2014年度



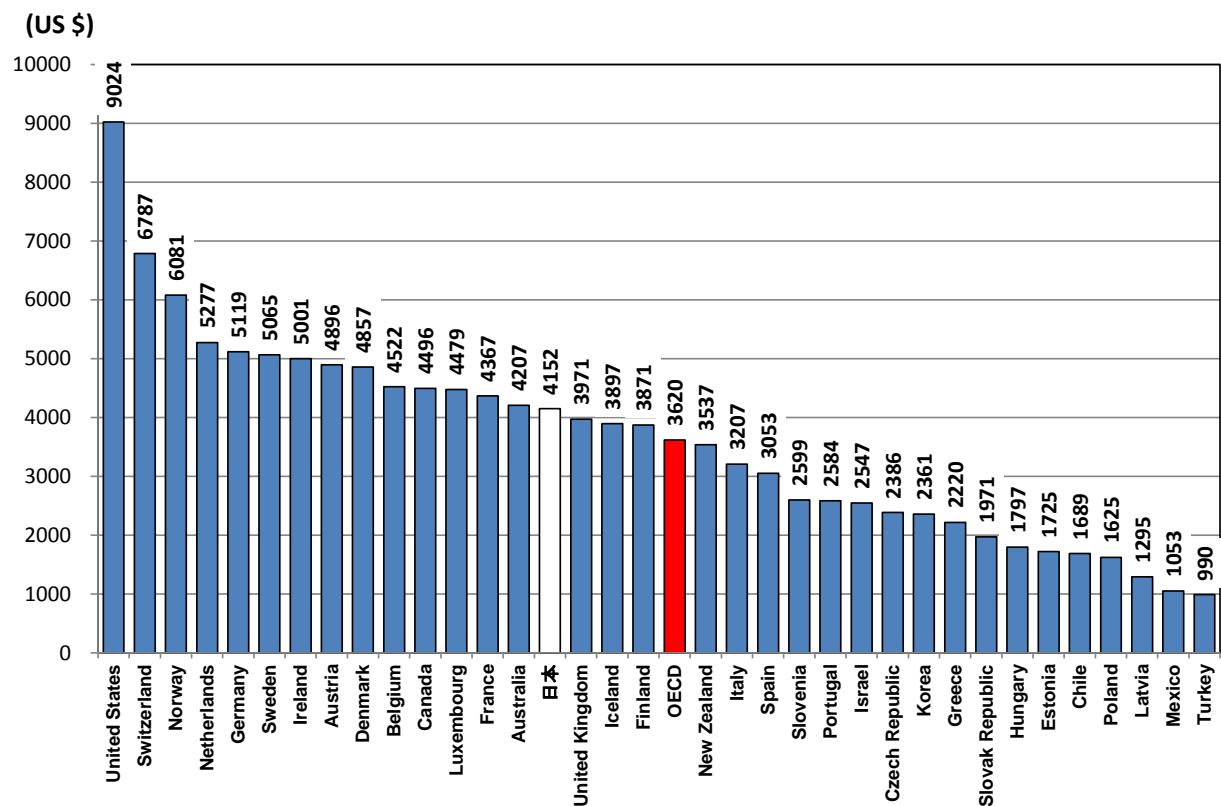
[出典] Health at a Glance 2015(OECD) および医療経済研究機構による推計

図2 旧基準による保健医療支出の対GDP比（諸外国旧基準2013年度または2012年度）：日本は旧基準2013年度と2014年度



[出典] Health at a Glance2015(OECD) および医療経済研究機構による推計

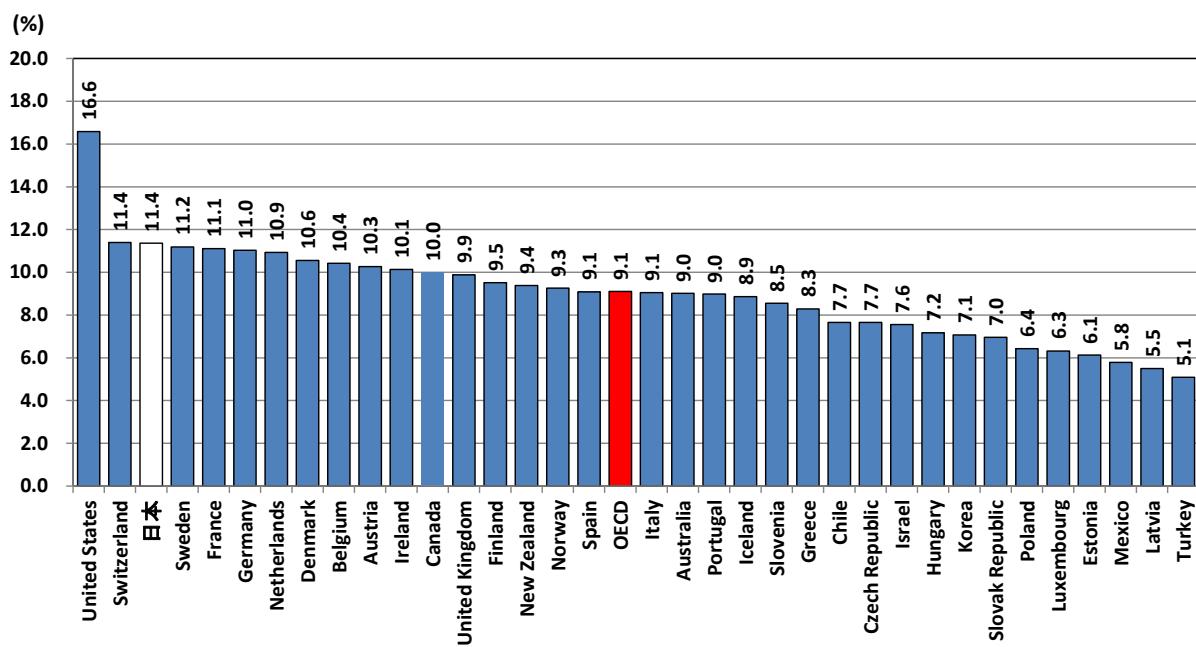
図3 新基準による1人当たり保健医療支出（諸外国新基準2014年度、日本新基準2014年度）



[出典] OECD Health Statistics 2016(OECD.Stat) および医療経済研究機構による推計

(注) United States, Turkey は旧基準による推計、New Zealand, Australia は OECD による推計

図4 新基準による保健医療支出の対GDP比（諸外国新基準2014年度、日本新基準2014年度）



[出典] OECD Health Statistics 2016 (OECD.Stat) および医療経済研究機構による推計

(注) United States, Turkey は旧基準による推計、New Zealand, Australia は OECD による推計